

(公社) 建荷協 宮城県支部 行

研修・講習等受講希望票

下記○印を付した研修・講習の受講を希望するので、開催案内等資料の送付を依頼します。

事業所名		ご担当者名：
ご住所	〒	TEL. ()
		FAX. ()
E-mail		

特定自主検査者 資格取得研修

【検査業者用】

研修の種類(番号に○)		希望コース(○をつけて下さい)	希望人数
1	フォークリフト	13h・18h・21h・35h	
2	不整地運搬車	18h・21h・35h	
3	整地・運搬・積込用・掘削用及び解体用	18h・21h・35h	
4	基礎工事用機械	18h・21h・35h	
5	締固め用機械	18h・21h・35h	
6	コンクリート打設用機械	18h・21h・35h	
7	高所作業車	18h・21h・35h	

【事業内用】

研修の種類(番号に○)		希望コース(○をつけて下さい)	希望人数
1	フォークリフト	8.5h・9.5h・14h	
2	不整地運搬車	8.5h・9.5h・14h	
3	整地・運搬・積込用・掘削用及び解体用	8.5h・9.5h・14h	
4	基礎工事用機械	8.5h・9.5h・14h	
5	締固め用機械	8.5h・9.5h・14h	
6	コンクリート打設用機械	8.5h・9.5h・14h	
7	高所作業車	8.5h・9.5h・14h	

よろしければ受講希望される方のお名前、お持ちの資格等についてご記入下さい

例 宮城 太郎	仙台 四郎
2級ガソリン自動車整備士	点検・整備経験 10年

氏名		
取得済資格		

氏名		
取得済資格		

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 宮城県支部

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪一丁目6-9 五輪黄葉ビル2F

TEL 022 (298) 2150

FAX 022 (298) 2151

E-mail sacl04@mx1.alpha-web.ne.jp

2. 研修の受講資格と研修時間

受講者の経歴・取得済み資格に応じた研修の種類ごとの研修時間数は次のとおりです。

各欄の時間は、資格取得のための最低研修時間（学科＋実技）を示します。○印は、その資格で当該機械の特自検の資格が認められ研修・経験が不要であることを示します。

経験年数欄は、受講に必要な当該機械の点検又は整備の経験年数を示します。取得済み資格が指定されている場合の経験年数は資格取得後の必要経験年数です。なお、〔 〕は設計又は工作の経験年数を示します。

h：時間

研 修 の 種 類				車両系荷役 運搬機械		車両系建設機械				高所作業車	検査実習台数		
				フォークリフト	不整地運搬車	積込及び解体用、掘削用、整地・運搬	基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用				
受講者の経歴・取得済み資格				経 験 年 数									
大学又は高専で、工学に関する学科を専攻し卒業した者				2年以上 [5年以上]	14h	14h	14h	14h	14h	14h	14h	3	
高等学校で、工学に関する学科を専攻し卒業した者				4年以上 [7年以上]	14h	14h	14h	14h	14h	14h	14h	3	
当該機械の点検、整備又は設計、工作经验のある者				7年以上 [10年以上]	14h	14h	14h	14h	14h	14h	14h	3	
当該機械の運転経験；10年以上の者				不 要	14h	14h	14h	14h	14h	14h	14h	3	
厚 生 労 働 大 臣 省 定 基 準 局 長 が 認 め る 者	旧職業能力開発促進法	産業機械工学科又は運輸装置科の指導員訓練修了者		1年以上	○	○	○	○	○	9.5h	9.5h	2	
		建設機械科の職種に係る職業訓練指導員免許取得者		1年以上	9.5h	○	○	○	○	9.5h	9.5h	2	
		建設機械整備科の訓練修了者		1年以上	9.5h	○	○	○	○	9.5h	9.5h	2	
		建設機械整備に係る1級又は2級の技能検定合格者		1年以上	9.5h	○	○	○	○	9.5h	9.5h	2	
		産業車両整備に係る1級又は2級の技能検定合格者		不 要	5.5h	—	—	—	—	—	—	2	
	建設業法	建設機械施工管理技術検定 (旧 建設機械施工技術検定)	1 級第 2 次検定合格者	1年以上	9.5h	○	○	○	○	9.5h	9.5h	2	
			2 級第 1 種第 2 次検定合格者	1年以上	9.5h	○	○	8.5h	8.5h	9.5h	9.5h	2	
			2 級第 2 種第 2 次検定合格者	1年以上	9.5h	○	○	8.5h	8.5h	9.5h	9.5h	2	
			2 級第 3 種第 2 次検定合格者	1年以上	9.5h	○	○	8.5h	8.5h	9.5h	9.5h	2	
			2 級第 4 種第 2 次検定合格者	1年以上	9.5h	○	8.5h	8.5h	○	9.5h	9.5h	2	
			2 級第 5 種第 2 次検定合格者	1年以上	9.5h	○	8.5h	8.5h	8.5h	9.5h	9.5h	2	
			2 級第 6 種第 2 次検定合格者	1年以上	9.5h	○	8.5h	○	8.5h	9.5h	9.5h	2	
	労働大臣省定基準局長が定める者	1 級四輪自動車整備士 2 級ガソリン自動車整備士 2 級ジーゼル自動車整備士		1年以上	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	3	
		職業訓練法	港湾荷役科の訓練修了者 (フォークリフトの訓練受講者に限定)		4年以上 [7年以上]	14h	—	—	—	—	—	—	3
			フォークリフト運転科修了者										
		1 級 2 輪自動車整備士 2 級 2 輪自動車整備士 2 級 3 輪自動車整備士 3 級 3 輪自動車整備士 3 級自動車シャシ整備士 3 級自動車ガソリン・エンジン整備士 3 級自動車ジーゼル・エンジン整備士 3 級 2 輪自動車整備士 3 級軽自動車整備士		4年以上	14h	14h	14h	14h	14h	14h	14h	3	
		3 級自動車シャシ整備士の技能検定に合格し、かつ、 3 級自動車ガソリン・エンジン整備士又は 3 級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定合格者		3年以上	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	3	
		職能開法；コンクリート圧送施工に係わる 1 級又は 2 級技術検定合格者		不 要	—	—	—	—	—	14h	—	3	
		運転免許(大型、普通、大特)取得10年以上で フォークリフトの運転経験5年以上		不 要	14h	—	—	—	—	—	—	5	
		検査業者検査員研修講師(当該機械)		不 要	○	○	○	○	○	○	○	—	
		特定自主検査 検査者資格保有者	車両系荷役 運搬機械	フォークリフト	1年以上	—	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	2
				不整地運搬車		9.5h	—	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h		
			車両系 建設機械	整地・運搬積込み用、掘削用及び解体用		9.5h	○	—	9.5h	9.5h	9.5h		
				基礎工事用		9.5h	○	9.5h	—	9.5h	9.5h		
				締固め用		9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	—	9.5h		
				コンクリート打設用		9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	—	9.5h		
高所作業車	9.5h			9.5h		9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	—			

(注) 現に車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の特定自主検査を行う資格を有する者は、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用)の資格を有しているものとみなされます。

2. 研修の受講資格と研修時間

受講者の経歴・取得済み資格に応じた研修の種類ごとの研修時間数は次のとおりです。

各欄の時間は、資格取得のための最低研修時間（学科＋実技）を示します。○印は、その資格で当該機械の特自検の資格が認められ研修・経験が不要であることを示します。

経験年数欄は、受講に必要な当該機械の点検又は整備の経験年数を示します。取得済み資格が指定されている場合の経験年数は資格取得後の必要経験年数です。なお、〔 〕は設計又は工作の経験年数を示します。

h : 時間

研 修 の 種 類			車両系荷役 運搬機械		車両系建設機械				高所作業車	検査実習台数			
			フォークリフト	不整地運搬車	整地・運搬 及び積み 込み用、掘削用	基礎工事用	締固め用	コンクリート 打設用					
受講者の経歴・取得済み資格			経験年数										
大学又は高専で、工学に関する学科を専攻し卒業した者			2年以上 〔5年以上〕	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10			
高等学校又は中等教育学校で、工学に関する学科を専攻し卒業した者			4年以上 〔7年以上〕	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10			
当該機械の点検、整備又は設計、工作経験のある者			7年以上 〔10年以上〕	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10			
厚生労働大臣が定める者	旧職業能力開発促進法	産業機械工学科又は運輸装置科の指導員訓練修了者	1年以上	○	○	○	○	○	18h	18h	5		
		建設機械科の職種に係る職業訓練指導員免許取得者	1年以上	18h	○	○	○	○	18h	18h	5		
		建設機械整備科の訓練修了者	1年以上	18h	○	○	○	○	18h	18h	5		
		建設機械整備に係る１級又は２級の技能検定合格者	1年以上	18h	○	○	○	○	18h	18h	5		
		産業車両整備に係る１級又は２級の技能検定合格者	不要	13h	—	—	—	—	—	—	5		
	１級四輪自動車整備士 ２級ガソリン自動車整備士 ２級ジーゼル自動車整備士		1年以上	21h	21h	21h	21h	21h	21h	21h	10		
	特定自主検査検査業者 検査員資格保有者	職訓法	港湾荷役科の訓練修了者 （フォークリフトの訓練受講者に限定）	4年以上 〔7年以上〕	35h	—	—	—	—	—	10		
			フォークリフト運転科修了者										
		１級２輪自動車整備士 ２級２輪自動車整備士 ２級３輪自動車整備士 ３級３輪自動車整備士 ３級自動車シャシ整備士 ３級自動車ガソリン・エンジン整備士 ３級自動車ジーゼル・エンジン整備士 ３級２輪自動車整備士 ３級軽自動車整備士		4年以上	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10		
		３級自動車シャシ整備士の技能検定に合格し、かつ、 ３級自動車ガソリン・エンジン整備士又は ３級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定合格者		3年以上	21h	21h	21h	21h	21h	21h	21h	10	
		検査業検査員研修講師（当該機械）		不要	○	○	○	○	○	○	○	—	
		車両系荷役 運搬機械	フォークリフト	1年以上	—	18h	18h	18h	18h	18h	18h	5	
			不整地運搬車		18h	—	18h	18h	18h	18h	18h		
			車両系 建設機械		整地・運搬積み用、掘削用及び解体用	18h	○	—	18h	18h	18h		18h
					基礎工事用	18h	○	18h	—	18h	18h		18h
					締固め用	18h	18h	18h	18h	—	18h		18h
					コンクリート打設用	18h	18h	18h	18h	18h	—		18h
					高所作業車	18h	18h	18h	18h	18h	18h		—

(注) 現に車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の特定自主検査を行う資格を有する者は、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）の資格を有しているものとみなされます。